

出雲市商いご縁特区（受付番号1）
規制その1 道路占用及び使用許可

1 申請内容

目指す地域活性化 出雲市駅北口周辺商店街、平田地区木綿街道、大社町神門通りそれぞれの商店街で、にぎわいをもたらすため、フリーマーケットを開催したい。

現在の障壁 フリーマーケット開催手続きのために、道路占用許可申請を道路管理者へ、使用許可申請を警察署へそれぞれ提出している。

申請の意図 フリーマーケット開催手続きのために、道路占用許可申請と使用許可申請を道路管理者または警察署のいずれかに提出すれば足りることにしてもらいたい。

2 規制の内容

道路法 第32条、（道路占用許可）（土木部）

道路に工作物、施設又は物件等を設け道路を継続して使用しようとするとき、これらは道路本来の一般交通目的ではなく特別な使用方法であるから、道路管理者から道路占用許可を受けることが必要である。

道路交通法 第77条（道路使用許可）（警察本部）

通行目的以外の道路の使用によって、無秩序な道路の使用となり交通の危険・妨害が生じることを防止するため、警察署長の許可を受けることが必要である。

3 措置

道路占用許可と道路使用許可の権限は土木事務所、警察署それぞれで有しており、内容審査及び許可行為はそれぞれで行うが、全県において、申請書がいずれか一方に提出されれば、他の許可権限者へ速やかに送付することとし、また、このことを広く周知することとする。

なお、申請書内容に不備があれば、それぞれ申請者に説明を求めることなどは、従来どおりである。

出雲市商いご縁特区（受付番号 1）
規制その 2 道路占用・使用許可申請手続きと手数料

1 申請内容

- 目指す地域活性化 出雲市駅北口周辺商店街、平田地区木綿街道、大社町神門通りそれぞれの商店街で、にぎわいをもたらすため、フリーマーケットを含むイベント開催したい。
- 現在の障壁 フリーマーケット開催のための道路占用・使用許可手続きが煩雑であることと、毎回 1 店舗につき 2,200 円の手数料がかかること。
- 申請の意図 フリーマーケットを、毎週末開催できるよう、手続きの簡素化と手数料の負担を軽減してもらいたい。
また、にぎわいづくりのため、店主が道路でワゴンセールやオープンカフェを行うことも認めてもらいたい。

2 規制の内容

- 道路法 第 3 2 条（道路占用許可）（土木部）
露店については、祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの以外の占用は認めない（道路占用許可基準 土木部長通知）
- 道路交通法 第 7 7 条（道路使用許可）（警察本部）
場所を移動しないで、道路に露店を出そうとする者は警察署長の許可を受けなければならない。

3 措置

申請のあった地区のうち出雲市駅前の「都市計画道路・出雲市駅前矢尾線の 7 m 歩道（駅前通り・中央通り）」については、特区として 1 回の手続きと手数料で 1 年の期間内はイベントの都度出店することができるよう、次の措置を講ずる。

なお、交通安全確保のためには、歩道内に占用物件を設置した後の通行幅が 2 m 以上確保できることが必要であり、歩道が 7 m ある出雲市駅前はこの措置の対象となるが、歩道がない木綿街道及び歩道幅が 2.4 m の神門通りについてはこの措置の対象とすることはできず、現行規定に基づき個別に判断する。

（措置 1）出雲市が積極的に開催に関与することを条件に、出雲市が主催する毎週末のフリーマーケット開催を、露店の出店を認めることができる地域イベント（祭礼、縁日等の同義）として扱うこととする。

（措置 2）出雲市が出店者からなる会員制度を作り、その会員については、道路使用許可期間を 1 年とする。会員の審査は出雲市が行うが、出店目的が、単なる営利目的のものではなく、地域の活性化や賑わいの創設等公益性があることを要件とする。

道路占用許可については、主催者である出雲市が、土木事務所長から 1 年間の許可を受けることとする。

道路使用許可について、出雲市が占用許可を受けた区域内のいずれかの区画を使用する許可を、会員は警察署長から受けることとする。この場合、会員の道路使用許可申請書は、出雲市が取りまとめて警察署へ提出し、会員の出店場所の割り振りは出雲市が行う。

なお、会員以外の者は、出雲市が占用許可を受けた区域内に出店することにつき同市の了解を得た上で、通常の道路使用許可手続きにより、同区域内での道路使用許可を受けることができる（許可期間 1 月以内）。